

会 議 の 経 過

委 員 長（高坂 茂君）

ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議（午前 9時59分）

委 員 長（高坂 茂君）

六戸町議会委員会条例第19条の規定により、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

委員並びに理事者側の皆様をお願いいたします。

質疑は決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示して発言の上、簡潔にお願いします。

また、答弁も簡潔をお願いいたします。

議事進行上、歳入は3款ずつ、歳出は2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、これより認定第2号 平成28年度六戸町一般会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、認定第2号 平成28年度六戸町一般会計決算認定について、お手元のオレンジ色の決算報告書に基づいて説明させていただきます。

3ページをお開きいただきます。

第2表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

平成28年度の六戸町一般会計決算の決算規模は、歳入が60億2,905万3,000円で、対前年度比1.7%の増、歳出は58億3,844万4,000円で、対前年度比5.3%の増となりました。

歳入歳出差し引き額1億9,060万9,000円から翌年度に繰り越すべき財源2,300万円を控除した実質収支は、1億6,760万9,000円の黒字となりました。

なお、このうち9,000万円は基金に繰り入れし、残りの7,760万9,000円は平成29年度への繰越金となります。

また、ここには記載しておりませんが、財政運営の健全度をはかる指標として用いられませぬ経常収支比率は88.9%となり、前年度より2.6%ほどふえております。

5ページにまいります。

上段の第4表をごらんください。

歳入の款別決算額、対前年度比較といたしまして、主に6款地方消費税交付金、10款地方交付税、18款繰入金、21款町債、これらが減少したのに対し、1款町税、14款国庫支出金、19款繰越金及び20款諸収入などが増加しております。

17款の寄附金については、ふるさと納税のホームページ掲載等が功を奏し、かなり増加しております。

また、特定財源比率については、その下の第5表になります。特定財源比率については24.5%、自主財源比率は、さらに一番下の表第6表です。自主財源比率は33%となっております。

なお、歳入の内訳につきましては、6ページから13ページにかけて款を追って掲載しております。

次に、歳出の主な内容につきましては、15ページからになります。

めくって16ページをごらんください。第9表になります。

性質別歳出決算額の状況ですが、まず、義務的経費につきましては、21億4,135万9,000円と前年度よりは3%伸びております。その内訳といたしましては、人件費が1.4%減、公債費が4.4%減に対し、扶助費が11.2%と大幅な増となっております。

続いて、その下のその他の経費になります。29億4,930万7,000円となり、前年度よりは11%ほど増となっております。内訳といたしましては、物件費が9.5%増、維持補修費が50.8%増、補助費等が14.3%減、1つ跳んで、投資及び出資金、貸付金が44.5%減、繰出金が2.2%増、積立金においては、前年度の3倍近い増となっております。

投資的経費の普通建設事業費では、前年度比11.2%の減となっております。その内訳と

いたしましては、補助事業が8.1%の減、単独事業が28.1%の減、県営事業が165.5%の増となっております。

災害復旧費につきましては、主に昨年8月の台風によるものでございます。

18ページからは、平成28年度決算における施策の概要を款を追って掲載しております。

なお、巻末のほうの86ページからは、参考資料といたしまして、第4次六戸町総合振興計画目標指標実績調を掲載しております。

以上で、認定第2号の説明とさせていただきます。

委員長（高坂 茂君）

これより質疑に入ります。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

1ページから18ページまでであります。

質疑ありませんか。

11番。

11番（山本 実君）

5ページ、歳入における項目の17寄附金、これはふるさと納税の寄附金だというふうな説明ありましたが、この件数は何件あったのか。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

申し訳ございませんが、ちょっと音で聞き取れなかったものですから、もう一度お願いできませんか。

委員長（高坂 茂君）

ふるさと納税の件数。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

決算報告書のオレンジのほうで、12ページになります。

中段の表に寄附金の状況を記載しておりますが、主な内容、右端です。ふるさと納税につきましては17件で、203万5,000円となっております。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入事項別明細書の1款から3款までの質疑を受けます。

19ページから24ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、4款から6款までの質疑を受けます。

23ページと24ページであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から9款までの質疑を受けます。

23ページから26ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、10款から12款までの質疑を受けます。

25ページから30ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、13款から15款までの質疑を受けます。

29ページから48ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、16款から18款までの質疑を受けます。

47ページから52ページまでであります。

6番、下田委員。

6番(下田敏美君)

47ページ、16款1項1目ですが、支出と手段にお伺いします。

基金は地方自治法、それから町の基金条例によって積立基金は確実かつ有利な方法により

運用しなければならないと規定されておりますが、どのように運営されているかお伺いしたいと思っております。

委員長（高坂 茂君）

会計課長。

会計管理者（高橋寿典君）

それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

基金の効率的な運用ということで、今まで基金は定期預金として運用して積んでおりましたけれども、平成27年から効率的な運用ということで、公金管理検討委員会を立ち上げまして、こちらのほうで検討して、地方債のほうの購入に当たっております。それで、27年度におきましては3億円を明記し、28年度におきましても3億円を購入しております。

利息に関しましては、28年度におきましては、減債基金で390万9,000円、あとは土地開発基金で22万7,739円を債券運用により出ております。

そのほかは、現在はもう利率のほう定期預金も0.01%になっておりまして、今のところは、その利息自体はもう大分下がっておりますので、そういう活用をしております。

委員長（高坂 茂君）

はい。

6 番（下田敏美君）

もし金融機関名を教えてもよければ、教えてほしいです。

会計管理者（高橋寿典君）

青森銀行さんが8件、それからみちのく銀行さんが12件、それから青い森信用金庫さんが42件です。

以上になっております。

6 番（下田敏美君）

はい、了解です。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、19款から最終21款までの質疑を受けます。

51ページから60ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑を受けます。

最初に、1款から2款までの質疑を受けます。

61ページから92ページまでであります。

質疑ありませんか。

3番、杉山委員。

3 番（杉山茂夫君）

86ページの4行目に、納税貯蓄組合奨励金614万3,560円とあります。

先日の全員協議会の中で、実はこのオレンジのほうの報告書の中の24ページで、納税貯蓄組合の事務奨励金交付状況ということで、これは組合員割、あるいは町県民税、固定資産税、軽自動車税、そしてまた国民健康保険税、その分の取り扱い税額に対して奨励金の交付額が出ておりました。ざっと、大体3%ぐらいになります。

実はこの六戸町の納税奨励金の条例があります。その条例と、またそれに規則もついてい

るわけですが、この中に、いわゆる納期内完納を奨励する目的で、個人あるいは組合に対して奨励金品を賞与するという形で出ています。

規則の中に、一人、例えば200円とか、何かいろいろありますが、その辺のちょっと基準を、まず具体的に教えていただければと思います。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

納税の奨励金のほうなんです、基準としては、その世帯単位での200円、一世帯です。

（「一世帯200円」の声あり）

税務課長（舘 泰之君）

という考えです。一人一人200円じゃなくて、その世帯で200円という基準であります。あと、税額に対しては3%というふうになっております。

上限額が35万円という、その組合に対しての上限額がございます。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

3番。

3番（杉山茂夫君）

そうしますと、一世帯当たり200円と。そのほかに税額に対して3%と。そして組合全体で35万円が限度ですね。そうしますと、その組合人数が多くなればなるほど、逆に言えばその上限になっちゃうわけですね。ということは、そうしますと、その範囲内で大体組合数があるというふうに理解していいわけですね。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（館 泰之君）

この限度額のほうを超えている組合さんも6件ほどございます。あとはその範囲内でおさまっております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

3番。

3番（杉山茂夫君）

実は、確かにその奨励金ということで、皆さん組合通じて、やはりその地域なり、あるいは何かの団体に集め合ったほうが非常に集まりやすいというんですか、逆に言えば、自分が組合員であるという自覚の中で払わなければという部分もあって、奨励されていると思いません。

実は、どうしてこういう質問をするかといいますと、いろんな全国で実はこの奨励金が、いわゆるある意味の割戻制度じゃないかというようなことで住民の間からあって、裁判等が起こっていて、その中で、裁判で、やはりそれは市町村側が敗訴したり、そういうことの事例がここ20年ぐらいで出てきています。

いろんなその市町村でさまざまな取り決め方、あるいは交付の条件とかいろんなのがある訳でして、ですから、一概にそれがだめだということでもないと思いますが、ただ、国の実は納税組合の法律、その趣旨については、要は奨励金とか、あるいはそういう形で組合に払うものについては、事務経費、あるいはその組合の事務員の給与、そういう部分の性格のものに限定するような解釈が出ています。ですから、例えば一律に幾らという部分はその趣旨に合っているかどうかということで、きっと各いろんな裁判でもそれが問題になっているのかもわかりません。

六戸町の場合には、一世帯200円、あるいはその額の3%というのが、その団体のどういう経費になっているかわかりませんが、その辺の部分の解釈、この辺については、いま一度これからちょっと調べながら、これから、そういう事例が出ているものですから、それに対応すべく、その辺に取り組むというんですか、調査していくということもだんだん必要になってくるかと思うんですが、その辺についてはいかがでございましょうか。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

実は今の件は、今20年ほど前と言いましたが、この地域でも実際ございました。納税組合というあり方は、やるのはおかしいのではないかというところまでの議論がなされました。

しかし、その後において、実際の納付するというところにおける効果ということにおいて、皆さんは、やはりこうやって納税のことを勉強しながらやることはいいことだということで、以前と同様、またはその改善、姿勢を変えながら、すなわち単に納税組合でいいということばかりじゃなくて、勉強会を開いたり、そういうふうにするように変わってきております。

実際は、厳密に言うと、教科書どおりで言ったら、割り戻してみたいだというのは、そういう捉え方は理屈上、そのとおりだと私自身も思います。

しかし、一番理屈上で同じように言うのであれば、納税義務があって納税しないのが一番大変な問題でございまして、私どもとしては、納税という勉強をしながらこのようにやってくださっているということ。それから、組合の件でございしますが、それぞれの組合が個々にある程度の判断をしています。事務的経費を出しているものなのか、または、例えて言うならば、納税というのはあくまで個人です。ところがそれを一世帯という見方をしておりません。本来は一世帯じゃなくて、個々に見なきゃいけないという部分も、厳密に言えばあるのかもしれない。

しかし、そこの人たちが協力し合ってやっているという中から、私どもとしては一世帯当たりという見方をしておりますが、組合のところに行ったら、それぞれの組合さんが、自分たちがスムーズに運用できるようにやっているだろうと。こちらから、こうなさい、ああなさいという命令的なものは言わないで、組合独自でそれぞれの皆さんがやりやすい形で運営しているというふうに、私どもは捉えております。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

3番。

3 番（杉山茂夫君）

何回でもいいの。

委員長（高坂 茂君）

はい、どうぞ。

3 番（杉山茂夫君）

じゃ、確認します。

そうしますと、例えば町当局とすれば、その、いわゆる規定に沿った奨励金を各組合に払うと。その後に、その組合が、例えばどういうふうを使うというのまでは把握はしていないという解釈でよろしいですか。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

単位の組合での支出までの確認は、現在のところしていない状況でございます。

委員長（高坂 茂君）

3 番。

3 番（杉山茂夫君）

いずれにしても、今の納税意識の向上、あるいはそういう形の部分で、皆さんだんだん活動してきているということで、そのことで税収も上っているということだと思いますので、ただ、一つ私懸念しているのは、やはりそういう全国的ないろんな動きと、それから法律と、そしてまた一般サラリーマンとかであれば、いわゆる会社で特別徴収されたり、そうしながら、でもその組合員の人たちは少しその予算があっといういろいろできるんだみたいな、どこかそういう意識、こういった部分を常にやはり見られているということで、これから将来的にその辺の部分も意見を聞きながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

もし何かあればそれにといいことで、質問を終わります。

町 長（吉田 豊君）

よろしいですか。

委 員 長（高坂 茂君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今ご質問のとおりで、正確に言えばそういうことになろうかと思いますが、実際は、お勤めの方々がほとんどのところにおいては、給与の振り込みとかそういうところは、納税組合がなくなっているところも結構あります。

ただ、個人事業、農業も含めて、そういうところにおいては、単に個々に任せておくよりも、そういう内容をわかり合いながらやっていくほうがいいというのがありまして、こういう納税組合という部分が存続しているということ。

それから、もう1点は、今現在はどのようにやっていらっしゃるのか、私どもはそこには介入しませんので、今の説明のとおりわかりませんが、以前はその期日をもって支払うのにちょっと厳しいというのがありますと、その組合が立て替えるみたいな形の中でやっていくというのでまとめてお支払いする。そういうことをやっている組合もかつてはありました。今現在、そういうところがあるのかどうかわかりませんが、協力し合ってやっていくという形でやっている納税組合も、かつてはございました。

ですから、まず納税するんだ、みんな大変なときもあるけれども、支え合うんだというような要素を持ちながらやっている。その概念は今も持ちつつ、各納税組合やってくださっているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

委 員 長（高坂 茂君）

いいですか。

3 番（杉山茂夫君）

はい。

委員 長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

川村委員。

7 番（川村重光君）

今の町長のご発言の中で、納税組合の組合で立て替えている、こういう納税した例がかつてはあったということです。ただ、現在はどうなんでしょうとなれば、そういう組合がやはり個人の利益に圧力をかけると言うとなんですけれども、そういう立て替えた、払えない人がいるというのは、その中でも圧力がなかったとかそういうことがあれば大変なことで、むしろ趣旨からすれば逸脱しているわけでございます。

そういうことで、今現在そういうのはどうなんでしょうというのを。

委員 長（高坂 茂君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど言いましたとおり、役場のほうで、ある形式を当てはめてやっているわけではございません。中には、かつてそういうのがあったと。それは圧力というよりも、定期的に支払うのが発生してくるわけですね。それをやっているようなところがかつてありましたと、現在はわかりませんが。

ですから、それは圧力をというのではなくて、そこの組合の事情に応じながら、皆さんでしっかりと納付するようにしましょうということでやっていることでして、そういうふうには圧力をかけるとかかけないということではないというふうに私どもは捉えております。

詳細は、各組合のところは、先ほど課長からの話があったみたいに、それぞれしっかりと理解し合いながらやっているものというふうに、私どもは見ております。

委員 長（高坂 茂君）

7 番。

7 番（川村重光君）

圧力というのは訂正します。個人的に自分は圧力を感じて、それもまた負担になる。払えないんだけど、圧力を感じていると。

それから、1点。今ありますか、イエスかノーか。ある場合でいいです。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、あるかないかというのは、正直、組合のことですから、私どもはわかりません。

ただ、かつて納税組合がなくなった場合、いろいろ期日でもってやるのが大変だと。そして、サラリーとかそういうほうで銀行のほうでやっているのという人たちがふえてきたり、今ご質問のようなことがあったりしますと、やはりそれよりは、もう個々にやりましょうというふうにして、納税組合をやめてきたところも結構ございます。

ですから、今存在して頑張ってくださいっている方々は、しっかりとその辺の申し合わせなりやり方は定めた中で、納税組合を運営していただいているだろうというふうに思っているところでございます。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

7番。

7 番（川村重光君）

把握していないというのもおかしい、課長とかはどうでしょうか。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

まず、把握はしておりません。ただ、過去にやっていたところが、いや、もうそういうの

はやっていないよという話を聞いたことはありますので、大分、今ゼロかどうかまではちょっとわからないんですが、減っていることは確かかなと思っております。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

そういうことのないように、今後システムを有効に使っていただきたいなと思っています。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「今の件でもう1点」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

何ページですか。

7番（川村重光君）

64ページ。

委員長（高坂 茂君）

64ページ。

7番（川村重光君）

総務の一般管理費の共済費、ここに災害補償費というのが69万7,048円あります。具体的に、災害補償費というのはどちらのほうへの支払いか。

（「何ページ」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

64ページの備考欄の下から4行目、災害補償費。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

これは公務災害の掛金の額でございます。

（「公務災害、公務でけがした場合」の声あり）

7 番（川村重光君）

補償費として、災害補償費。

総務課長（川村星彦君）

公務災害。公務の中でけがをした場合に対象になる保険の保険料の掛金の額でございます。

7 番（川村重光君）

わかりました。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

次に、3款から4款までの質疑を受けます。

93ページから118ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、5款から6款までの質疑を受けます。

119ページから130ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、7款から8款までの質疑を受けます。

129ページから146ページまでであります。

質疑ありませんか。

8番。

8番(河野 豊君)

140ページ、除雪業務なんですけれども、2,637万954円使ったということなんですけれども、去年の決算が1,155万円ちょいなんです。額的に言いますと、倍以上の金額が使われていることになりますけれども、どうしてこうなったのかのご説明をお願いいたします。

委員長(高坂 茂君)

建設下水道課長。

建設下水道課長(小林 章君)

まず、昨年度28年度の除雪の委託料ですけれども、2,637万円ということで、これは出動回数が、昨年、一斉・一部合わせて21回出動しています。それで、27年度については、一斉・一部合わせて出動回数が16件です。出動回数がふえているので、28年度については委託料はふえているということになります。

以上です。

委員長(高坂 茂君)

8番。

8番(河野 豊君)

わかりました。

以前から、私、いろいろお願いしていることの中に、いわゆる除雪業務というのは建設業者がいなくてできない仕事ですね。そういうことで、できるだけ予算をつけてあげて、機械の更新とか保険料とか、町のほうでもいろいろやっているというのはわかります。

ただ、やっぱり業者がいなくなるということは、1つ1つの個々の業者に対して負担がふえていくわけですね。負担がふえていくのはいいんですけども、そこに従事しているやっぱり作業員とか運転手とか、そういう人たちがいなければ、当然できないことになると思います。必ずしも建設業者だけとは限らないとは思いますが、それにしてもおおむねは現状ではそういった方たちにやっぱり力を発揮してもらって、やっぱりそういう大雪が降ったときなんかは、やっぱり対応してもらおうということは、これは必須だと思いますので、そういう意味において、ふだんの役場のいろんな仕事とかそういうことにおいても、最近の入札とかそういうのを見ていると、ほぼそういうふうになっているというのはわかりますので、今後においてもそういうことを念頭に置いて、何とかやっぱり育てていくというんですか、やっぱりそういうことがなければ、なかなか業者の方々も、青息吐息でなかなかそこから抜け出していけない。そうしますと、最終的にはそういう除雪とかいろんな災害が発生したときに、やっぱり町のほうにしわ寄せが来るということは当然だと思います。その辺のことについてのちょっと見解をお聞かせ願いたい。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まさに建設関係ですとかが主でもって除雪作業が進んでおります。六戸町の場合、非常に除雪状況の査定が厳しいです。ですから、業者の方々も一生懸命になってやってくださっております。現在は何事もこういう大雪等があれば大変なのはわかるんですが、ありがたいことに、皆様の協力でもって今はなされているのかなど。欠けている部分は、ありましたら徐々に役場のほうも応えていこうかと。

ですから、除雪用の車両ですとか、タイヤドーザーですとか、そういうようなものは町でリースとして借り上げて、貸与というんですかね。

(「リースでは貸与です」の声あり)

町 長 (吉田 豊君)

建設会社さんのほうに提供するとか、そういうような形の中でやってきておりますので、実際の雪が少ないといいましても、住民からの要望がきついものですから、回数多く出動したということでございます。

将来においてどうなるかということと言うならば、基本はみずから自分の目の前の雪を片づけるという時代が来るやもしれませんが、そのような時代にならないように私どもは努めて、基本的な部分はしっかりと町等が対応してあげられるように努力してまいりたいというふうに思います。

8 番 (河野 豊君)

よろしいです。

委 員 長 (高坂 茂君)

よろしいですか。

あとありませんか。

1 番。

1 番 (長根一男君)

136ページの六戸のブランド推進事業、また、六戸町特産品ブランド化事業について伺います。

ブランド研究会では、大変一生懸命地域のために貢献していると思っておりますけれども、この効果といたしますか、特産品のブランド化事業ということで、プレミアムシャモロックのほか、何かまた新しい特産品ができているものかどうかお尋ねいたします。

委 員 長 (高坂 茂君)

産業課長。

産業課長 (高橋宏典君)

お答えいたします。

ブランド研究会、ブランド推進事業におきましては、プレミアムシャモロック、そのほかにも通常のシャモロック、あと六戸町特産の野菜を中心に、今売り込みをかけているところでございます。

シャモロックに関しましては、プレミアムシャモロックを中心に、県内・県外におきまして、雑誌、テレビ、ラジオ、新聞、各種メディアを媒体においてPR活動を行っております。六戸町はもうシャモロックの町でしょうということで、大分大勢の方から声をいただくなど、そのPR効果は上がってきていると実感しております。

プレミアムシャモロック以外での何か新しいものはないかという話なんですけど、六戸町でブランド推進事業の中におきまして、新しい商品開発のほうもあわせて実施しております。

プレミアムシャモロック、肉そのものではないんですけども、だしを商品化、スープを商品化するとか、加工品についても、今現在生産の試作をしている段階でございます。あと、大手雑誌社とちょっとコラボした形での商品販売のほうも進めております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

1 番。

1 番（長根一男君）

シャモロックのだし、それなりにまた肉のほかにということで、まずブランド化事業ということで、シャモロックだけを中心にしてしているものか、もっと特産であるニンニク、長芋、ゴボウとか、そういうあわせてブランド化できるものがないのか、ちょっと。もっと、それができていないと思いますけれども、できるように進めるべきではないのかなと思いますけれども。

委員長（高坂 茂君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

首都圏のほうの雑誌社であるとか、物販の会社のほうにPR活動をしていく中で、シャモ

ロックをブランド研究会のほうはブランド推進事業のほうで売り込みをかけに行くんですが、求めるほうとしては、六戸町の特産野菜に合う肉ということで、特産野菜もぜひPRしてくださいというこの意見をいただいております。

ということで、平成29年度からは、野菜も含めた形での販売PRのほうにも力を入れております。ただ、野菜に関して、加工品という枠での開発はなかなか難しいところがありますので、ベジタランドろくのへというブランドPRで活動を今まで進めておりますので、それもネームバリューもかりながら、これからも進めてまいりたいと思っております。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

1 番。

1 番（長根一男君）

課長のほうから、ブランドというよりベジタランドろくのへ、やっぱりシャモロックとあわせてベジタランドろくのへを宣伝していただければ、個々に長芋・ニンニクじゃなく、やっぱり六戸は野菜、せっかくあの大きい看板つくってPRしているから、そこをもうちょっと宣伝していただくようお願いして、質問を終わります。

委員長（高坂 茂君）

回答いいですか。

1 番（長根一男君）

はい。

委員長（高坂 茂君）

6 番。

6 番（下田敏美君）

139ページ、8款2項2目15節です。町道維持補修ですが、町内見渡すと、結構穴ぼこの道路があります。

この間も豊文からヤンマーの間に、県道ですが、結構深い穴があって、綱引きの子供が捻挫したという例がありますけれども、やっぱりこの維持補修に関して、私のほうで管理質問ですが、早急に対応しないと、瑕疵が生じた場合に一発で行政側の瑕疵を追及される可能性がありますので、早目の対応をするべきと思いますが、課長の考えをお伺いします。

委員長（高坂 茂君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

まず、町道については、通報があると至急現場確認して、対応できるものであれば、うちのほうで合材とか持って行って穴を埋めるとかは対応しています。ただ、大きくなると、どうしても業者のほうに発注という形になりますので、それはもう早急に発注するような形はとっております。ただ、どうしても現場によってはすぐ発注できないとかいうのはちょっとありますので、この辺は今後も注意してはいきたいとは思っています。

県道については、当然うちのほうで現場確認して、写真を撮って、あとそれを県のほうにはすぐ通報はしています。その後も一応どうやったかどうかをちょっと確認するような体制はとっているんですけども、どうしても県のほうもすぐに対応できないということもあるので、うちのほうでも、もう少し県のほうと協議しながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

住民は町道、それから県道、国道、どれをとっても自分たちで線引きしているわけじゃないので、皆同じく考えていると思います。ですから、対応をとにかく早くしてほしい。その要望をして質問を終わります。

委員長（高坂 茂君）

回答はいいですか。

6 番（下田敏美君）

はい。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、9款から10款までの質疑を受けます。

147ページから186ページまでであります。

質疑ありませんか。

2番。

2 番（種市正孝君）

162ページ、この中で、節で20の扶助費です。それともう一つ、関連なんですけれども、同じように166ページの中ほどより下の扶助費のところなんですけれども、この中で、要保護及び準要保護児童の就学援助費というのがあるんですけれども、この要保護と準要保護の違いというか、その分け方というのは、どういうふうになっているのかというのが1点と、あともう一つ、この後ろのほうに学用品・修学旅行費等とあるんですけれども、具体的にもう少しちょっと、あとほかに何か、例えば給食費とかそういうのも入っているのかどうか、内容のほうをもう少しお聞かせ願えればと思うんですけれども。

委員長（高坂 茂君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

それでは、要保護・準要保護の違いということなのですが、要保護児童につきましては、生活保護受給世帯の児童・生徒になります。準要保護児童につきましては、生活保護世帯、要保護に準ずる程度の生活困窮している者ということで、教育委員会としては、その年に生活保護を廃止した世帯ですとか、児童扶養手当受給している世帯ですとか、そのほかには、ある一定の基準以下の所得である者を認定してございます。

それから、補助の内容でございますが、要保護につきましては、修学旅行費、それから日本スポーツ振興センターの共済掛金の2種類でございます。準要保護につきましては、学用品費、それから新入学用品費、それから修学旅行費、学校給食費、日本スポーツ振興センターの掛金となっております。

要保護につきましては、生活保護のほうで、ある程度補填されるということで、学校ごとに整っております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

2番。

2番（種市正孝君）

内容とその区別はわかりましたけれども、このオレンジの成果のほうで、あとはこれできくと47ページに同じやつがついているんですけども、この人数が、47ページは小学生ですから55名で、次の48ページによると、これは中学生のほうだと思いますけれども、さらに5人というふうになるわけですけども、この人数というのは、どうなんですか、ここ数年の傾向というのはどういうふうになっているか、わかったら教えていただければと思います。

委員長（高坂 茂君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

要保護児童数のこれまでの傾向ということですが、27年度には全体の14.1%です。28年度には全体の12.8%、29年度におきましては11.9%で、減少傾向にあります。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

2番。

2番（種市正孝君）

減少傾向にあるということで、大変いいことじゃないかなと思うんですけども、28年度の今決算のやつでいきますと、中学生なんですけれども、オレンジのほうでいくと、48ページに、この要保護にかかるのが35人で、約200万円決算額に算入している。前年度だとこれ、43人で190万円ぐらいの決算額になっているわけですね。これ、人数的にはことし8名ほど対象の方が減っているんですけども、決算の額からいくと、片方が190万円で今回は約220万円ということで、決算の額は上ってきているんですけども、これはどういうことになるのかなという感じで、ご説明いただければと思います。

委員長（高坂 茂君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

要保護・準要保護の項目といたしましては、先ほどご説明いたしました5項目なんですけど、中には一時的といいますか、在学中に一度だけ発生する新入学用品、それから修学旅行費がございます。その二つの項目について、その年度多ければ、人数の割には費用がかさむということになります。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

2番（種市正孝君）

わかりました。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

川村委員。

7 番（川村重光君）

149ページの災害対策費、その中に防災無線の関連で、Jアラートの件について、今、音が鳴ったらどうします。どういうことになるか。

委員長（高坂 茂君）

Jアラートの件ですか。

7 番（川村重光君）

そうです。

（「関連でいいですか、関連質問で」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

Jアラートが鳴ったらどうしますかというお話でございますが、先般、ミサイルの関係でそれが鳴りました。

皆様、新聞報道等によっておわかりのとおり、正直に申し上げますと、今避難せよと言われても、私どもとしてはどこへどうすればいいかわからない、大方の人がそうであったと。

その後休み等もありましたからほかの方々と会っていませんが、たまたま会った、やっぱり同じような首長をやっている方々とお話しますと、やはりどこも、どうすればいいかわからないというのが言葉でした。

要は、これから新たな形で、そういうのを防ぐためにシェルターをつくるような事業を国や何かで展開すればいいんじゃないかとかいう話も一見大げさに聞こえますが、実際にそのことに備えるということになれば、まさにシェルター等をつくるかどうかというよう

なことをせざるを得ないのではないかなと。将来において、このようなことが続くようであればということがあろうかと思いますが、差し当たりは、まことに申しわけないのでありますが、今どうするんだと言われても、その避難所のところにとりあえず来てくださいという通常の災害みたいなことしか言えないというのが、今の現状だなというふうに思っております。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

ですから、どうもならないということだろうと思いますけれども、まずは、でも災害というのは、やっぱり突然、前もって対処していくとか訓練していく、そういうものは当町ではどうお考えなのか。直接的な被害は出ない限り災害にはならないと思うんです。もう二次災害ですね、パニックとか、きょう、こっち今鳴っているうち、パタパタ急いで逃げて、足けがしたとか。例えばきのうの祭りのとき、鳴ったときの対処とかそういう訓練とかというものを、他町村のほうでは幾らかぼつぼつやっているみたい。今後の六戸町はどう考えるかということと、初めて私もあの音を聞きました、ミサイルと地震とどう違うかちょっとわかりませんが、同じなのかね、音は。その訓練を前もってやったときあるのかということ、この2点。前にやりましたかということと、これからどうしますかという2点、お願いします。

委員長（高坂 茂君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

もし秋祭り中、Jアラートが鳴ったらどうするかという対応ですけれども、これは観光協会のほうとも事前に話しをしまして、一応避難場所の指定と、本部のマイクを使って速やかに放送をして、まずは近くの建物に避難すると。建物がない場合は、もうとにかく頭を伏せてということで放送をするということで、約束というか協議は事前にしておりました。ただ、なかったのでよかったと思っています。

委員長（高坂 茂君）

もう1点、これから訓練に当たって。

はい。

（「音の違い」「訓練だよ、訓練」の声あり）

7 番（川村重光君）

いや、音も違うのかということ。

総務課長（川村星彦君）

音は違います。どう違うかは私もわからないんですけども、音は違うみたいです。

実はJアラート、当町では、平成22年度に情報無線をデジタル化したときに、こういうJアラートを採用して、1回目は東日本大震災のときに鳴りました。2回目は、この前のミサイルのときでございます。

避難訓練について、ミサイルについては厳しいのかなという考えはしていますけれども、県のほうとも相談しながら検討してまいりたいと思っています。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7 番（川村重光君）

ここはちまたでは近隣周辺が危ないと、そういうちまたのうわさですけども、そういう声が聞こえます。私もそう思います。もう確実に危ないかなと、もしもとなれば。

そういう場合に、この近隣で訓練なしでこの音を聞かれても、ちょっとそういう対策を、よそのほうがやっているのに対して、この近隣の六戸町ではやらないということは、予定がない。ぜひ喫緊の課題として、訓練は約束、そういうものをしていただきたいなと思っております。

それから、教育長にお聞きしますけれども、学校ではどうなっているんですか。

委員 長（高坂 茂君）

教育長。

教 育 長（瀧口孝之君）

学校でも同じでありまして、政府から出てきています避難方法を示して、それに沿って避難させるように指示はしています。

建物の中に今、できるだけ頑丈な部署に避難し、窓ガラスからできるだけ離れろと、そういったことを指示しております。外にいるときには、同じです。できるだけ頑丈な建物のところに避難する、窓ガラスから離れろ、そういったことしか今のところはできていませんけれども、少なくともそういったことで対応するように学校のほうには指示しております。

委員 長（高坂 茂君）

7 番。

7 番（川村重光君）

改めて訓練はなさっていないということですか。

委員 長（高坂 茂君）

教育長。

教 育 長（瀧口孝之君）

学校ごとに対応するようには話してはいますがけれども、Jアラートに対する具体的な避難というのは確認しておりませんが、話の中ではそういったことも含めて生徒には指導していると思われれます。

委員 長（高坂 茂君）

7 番。

7 番（川村重光君）

今後はどういう形で。

委員 長（高坂 茂君）

教育長。

教 育 長（瀧口孝之君）

いろいろな場面に対応できるように、そういった準備をするようにというふうなことは話をしたいと思います。

7 番（川村重光君）

お話だけですと進まないのでは。

教 育 長（瀧口孝之君）

学校では、学期に1回、避難訓練を義務づけております。そういった機会を捉えて、そういったことも盛り込んで訓練するように話したいと思います。

委員 長（高坂 茂君）

いいですか。

7 番（川村重光君）

ぜひお願いします。

委員 長（高坂 茂君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

補足で申し上げます。

先ほど申し上げましたように、ご質問の案件に関しましては、各自治体等が非常に戸惑っているというのが現状だというふうに思います。県の危機管理等の部署もございますので、この間のようなJアラートの件、実際のみんな迷っていること、それらの捉え方という部分、またはあるべき姿という部分において、これから集まりがあったときにお話をする機会が出

てくるというふうに思いますので、具体的にはどういうふうにするべきが今ベストなのか、そういう部分をこちら側も質問したり発言しながら確認して対応してまいりたい。あわせて、防災等においても、水害ですとかそういう地震ですとかのケースが多いんですけども、このようなJアラートも含めてなった場合はどうするんだということも、ちょっと統一的な意味合いの中で検討してみたい。

なぜこのように申し上げるかといいますと、莫大な経費かかりますので、それらの経費をどういうふうにしながらかつて防災に対するやり方をするのかを、やはり県含め国はどうかという部分も確認できるような流れでもって、私どもの今ご質問の件等話しをしてまいりたいなというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

3番。

3番（杉山茂夫君）

174ページ、文化ホールの自主文化事業各種公演業務ということで165万1,003円ほど、オレンジのほうの報告書によりますと、49ページに文化ホール自主事業とありまして、事業とすれば4つあって、その中の小学校・中学校の鑑賞会については、これは子供たちの部分で全額町のほうで持つという形で、実はその梅沢富美男さんのあれとか、あるいはマジックとか、この部分で約200万円と300万円の決算、これが町でもって見立てた部分だと思うんですが、この部分は当然入場料なり、あるいは買い物のポイントのカードとか、そういう部分でポイント事業のほうからお金が入ると思うんですが、大体その全体の公演の中で、町の例えば200万円とか300万円で、大体どのぐらいのパーセントを補助しているというふうに出ていますか。全体の公演の金額というのは、ちょっと私わからないものですから、その辺ちょっとお聞きしたい。わかりますか。

（「休憩」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

暫時休憩します。

休憩（午前 1 1 時 0 5 分）

再開（午前 1 1 時 1 3 分）

委 員 長（高坂 茂君）

休憩を閉じて会議を続けます。

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

それでは、文化ホール自主事業の歳出にかかわる収入の割合というご質問でよろしいですか。

3 番（杉山茂夫君）

実際の公演料の金額と割合になります。

教育課長（吉田英輔君）

決算報告書のオレンジのやつの13ページ、雑入の中に文化ホール自主事業収入114万円という項目がございます。こちらがチケット販売代金ということになります。

49ページに戻っていただきまして、28年度はちょっと特殊といいますか、梅沢富美男公演に関しましては、チケット販売代金も全て梅沢富美男劇団に入るという契約のもとにやっております。ですので、歳出の金額的には199万8,000円と、少ない金額で公演できました。

実際、今回のチケット収入で入ってございます114万円という金額は、一番下のマジックショーに係る歳入となりますので、その割合は38%程度となります。

以上でございます。

委 員 長（高坂 茂君）

3 番。

3 番（杉山茂夫君）

としますと、日本マジック会ビッグ3の、これは約300万円と114万円の全体で414万円のうち300万円ぐらいが町の補助ということでいいわけですね。梅沢富美男さんのこの公演というのは、もう200万円と言ったら200万円、町が梅沢富美男劇団に払うと。そしてそこで、例えばチケット収入、そういった部分については、直接もう梅沢富美男劇団のほうで収入にして、ということは、その総額については把握できていないということによろしいわけですか。

委員 長（高坂 茂君）

教育課長。

教育課長（吉田英輔君）

梅沢富美男劇団に関しては、そういう特殊なやり方ということになります。杉山委員の解釈のとおりとなっております。

3 番（杉山茂夫君）

はい、わかりました。

委員 長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（高坂 茂君）

11番。

11 番（山本 実君）

私が、最後の質問者になるのかなというふうに思いますけれども、瀧口教育長に4点お尋ねいたしたいと思います。

まずその前に、9月定例会の開会の初日のときに、着任のご挨拶でしょうか、いただきまして、大変よくその決意、思いが伝わってまいりました。ただ、あれはまだ会議に入る前の

挨拶でございましたので、本席、委員会の席でございますけれども、改めて4点についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、この新しい教育委員会の制度とたびたび出てくるわけでありましてけれども、たびたびと申し上げますのは、私も十和田地域広域事務組合のほうに職をさせていただいている関係から、学校給食の部分で出てまいります。ですから、その新しい教育委員会の制度というふうなものは、具体的にどういうふうなものを指して言うのか。

2つ目は、この学校教育、教育委員会の役割というふうなものは、私は大きく3つの柱に分けることができるのではないのかと。1つは学校教育、2つ目は社会教育、そして3つ目は社会体育、この3つの大きな柱に分けられ、そしていろんな目標を決めながら、この事業の執行について取り組みされているというふうに思っております。

そこで、具体的に、この学校教育、社会教育、社会体育、どのように推し進めようとしているのか、その決意のほどを再度お尋ねをいたしたいと思います。

委員 長（高坂 茂君）

教育長。

教 育 長（瀧口孝之君）

ただいまの質問にお答えします。

まず初めに、新教育委員会制度についてご説明をいたします。

これは平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。平成27年4月1日に施行となりました。

たくさんいろんな解説がありますけれども、この新制度における主な改正点ということで、2点にまとめてご説明をいたします。

1点目ですけれども、教育委員会における責任体制の明確化であります。

以前は、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を総括する教育長が存在し、その責任の所在が不明確でありました。

新制度では、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長といいますか、実質は教育長ですけれども、を置くこととし、教育行政における責任体制が明確になったものであります。

2点目ですけれども、教育委員会と首長の連携強化であります。

有権者から選ばれました首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために、相互教育会議という会議を設置することとなりました。首長が会議を招集・運営することになったものであります。

また、首長が相互教育会議において、教育の目標や施策の方針を示す大綱を策定することとし、首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有しながら教育行政を進めることになったものであります。

もう1点ですけれども、六戸町教育委員会では、先ほどご説明しましたけれども、六戸町のその大綱に基づいて、その中に教育政策の方針を示しております。その中で、学校教育、社会教育、社会体育、いわゆる三部門ですね、それぞれが目指すところをお示しをしております。

具体的には、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育、未来へ伝える貴重な文化財の保存と活用、活力、健康かつ感動を生み出す社会体育として、各種施策を推進しているところであります。

また、先日、先ほど山本委員のほうから、教育長就任の挨拶の中で、私の教育の持論というのを申し上げましたけれども、山本委員からお褒めの言葉をいただきまして、大変ありがとうございました。うれしい限りであります。

本日も繰り返すようで大変恐縮ですけれども、とりわけ学校教育を目指すところは、学校として適切な環境を保ちながら、子供たちの持っている無限の可能性を最大限に伸ばし、それぞれが抱えている夢や志を実現させると同時に、社会に貢献できる人材を育成することだと考えています。

また、社会体育を含めまして社会教育の目指すところは、生活の質・人生の質の向上であり、町民の皆様が、心身ともに健康で、周囲の人たちと良好な人間関係を築きながら、自分らしい生活を送り、幸福で豊かな人生を全うできるよう支援することだと考えています。

学校、家庭、それから地域社会との連携を図りながら、先ほど来、何度も出ております学校教育、社会教育、社会体育、これを鋭意推進することが、六戸町教育委員会の役割であり、大きな使命だと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、11款から最終13款までの質疑を受けます。

185ページから190ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、質疑を受けます。

191ページから197ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成28年度六戸町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これをもちまして本日の日程を終わります。

次の委員会を9月6日午前10時より本会議室に招集いたしますので、本席より告知いたします。

以上で本日の決算特別委員会を散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会(午前11時26分)